

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付き商品券事業	①目的・効果 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に対応するため、プレミアム付商品券を町民へ販売し、消費の下支えを通じて生活者への支援を行うことを目的とする。 ②交付金を充当する経費内容 購入引換券郵送費、業務委託料、人件費(職員時間外勤務手当、会計年度任用職員報酬) ③積算根拠 会計年度任用職員報酬 50千円 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当 237千円 会計年度任用職員時間外勤務手当 27千円 購入引換券、追加販売ハガキ等消耗品費 46千円 購入引換券、追加販売ハガキ郵送費 840千円 プレミアム商品券販売・換金業務委託料 130,400千円 (内訳) ・プレミアム費(商品券) 5千円×2冊×11,900人=119,000千円 ・商品券印刷費 180円/冊×2冊×11,900人=4,284千円 180円/冊×1冊×450人=81千円 ・ポスターチラシ印刷費 600千円 ・通信費 110千円 ・委託先スタッフ人件費 3,496千円 ・商品券換金事務 6円/枚×11,900人×2冊×15枚=2,142千円 商品券換金事務 6円/枚×450人×1冊×15枚=41千円 ・警備費 500千円 ・保険料 55千円 ・換金振込手数料 10千円 ・事務費 100千円 ④本町に住所を有する者	R8.3	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム商品券事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に対応するため、プレミアム付商品券を町民へ販売し、消費の下支えを通じて生活者への支援を行うことを目的とする。 ②購入引換券郵送費、業務委託料、人件費(職員時間外勤務手当、会計年度任用職員報酬) ③任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当 384千円 購入引換券郵送費 956千円 プレミアム商品券販売・換金業務委託料 125,460千円 (内訳) ・プレミアム費(商品券) 4千円×2冊×14,000人=112,000千円 ・商品券印刷費 175円/冊×2冊×14,000人=4,900千円 ・ポスターチラシ印刷費 600千円 ・追加販売ハガキ 645千円 ・通信費 100千円 ・委託先スタッフ人件費 4,003千円 ・商品券換金事務 6円/枚×14,000人×2冊×14枚=2,352千円 ・警備費 550千円 ・保険料 60千円 ・換金振込手数料 150千円 ・事務費 100千円 ④本町に住所を有する者	R7.5	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子どもごはん応援キャンペーン事業	①食料品価格等の物価高騰に対応するため、未就学児へ米を配布することで、家計の食費負担を軽減するとともに、児童の栄養を確保する。 ②米代及び事務費 ③需用費 米(10kg) 7,000円×未就学児750人=5,250千円 事務費 313千円(消耗品費30千円、時間外勤務手当200千円、役員費(通信運搬費)83千円) ④町内の未就学児750人の保護者	R7.9	R8.3
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営物価高騰対策支援事業(仮)	①物価高騰により圧迫されている農業経営において、必要な農業用機械の整備を図ることで、効率的で持続可能な農業経営を支援する。 ②農耕に必要な農業用機械の導入に要する経費支援 ③補助率を事業費の1/3とし、予算の範囲内で支援する。 ④町内に住所を有し、農業経営を行う者。	R7.9	R8.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	高校生支援商品券配布事業(仮)	①物価高騰により家計負担が増加している子育て世帯(高校生世帯)に対し、町が発行する「プレミアム商品券」を直接配布することで子育て環境改善を支援する。 ②商品券購入(配布)経費 ③15千円×3学年×150人=6,750千円 ④高校生を養育する保護者	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	自治会除草機購入事業補助金	①物価高騰により負担が増加している自治会において、必要な除草機械の購入を図ることで、地域環境の維持・改善を支援する。 ②除草作業機械の導入に要する経費支援 ③補助対象経費の10/10の額(1,000円未満端数切り捨て) 1自治会上限1,000千円×22自治会分=22,000千円 ④自治会	R8.1	R8.4以降
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農林業経営支援事業費補助金	①物価高騰により圧迫されている農業経営において、必要な農業用機械の整備を図ることで、効率的で持続可能な農業経営を支援する。 ②導入機械の補助及び資格試験受講費補助 ③導入機械及び資格試験(事業費の1/3~1/2補助、事業費上限1,200千円) ④町内に住所を有し、農業経営を行う者。	R7.4	R8.4以降
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	肥育牛導入支援事業費補助金	①子牛価格高騰により圧迫されている畜産経営において、子牛導入経費の支援により、持続可能な畜産経営を支援する。 ②子牛導入経費に対する定額補助 ③20千円/頭 ④畜産農家	R7.4	R8.4以降
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水利動力費高騰対策支援事業費補助金	①エネルギー価格の高騰による、農業経営に係る水利動力費の負担を軽減する。 ②5~10月の動力費につき、令和8年と令和5年の差額分 ③差額総計100%補助(上限50万円) ④町内に住所を有する2戸以上の農業業者で構成された団体	R7.4	R8.3
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	園芸施設共済制度支援事業費補助金	①物価高騰による農業経営に係る経費負担の軽減及び農業経営の安定化を図る。 ②農業共済組合の保険料につき、本人負担掛金の1/2を補助する。 ③令和7年度本人負担掛金の50%補助(上限10万円) ④認定農業者及び認定新規就農者	R7.4	R8.4以降
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営収入保険制度支援対策事業費補助金	①物価高騰による農業経営に係る経費負担の軽減及び農業経営の安定化を図る。 ②農業共済組合の保険料につき、本人負担掛金の1/2を補助する。 ③令和7年度本人負担掛金の50%補助(上限5万円) ④認定農業者及び認定新規就農者	R7.4	R8.3
12	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰緊急対策事業費補助金	①飼料高騰による畜産経営に係る経費負担の軽減及び畜産経営の安定化を図る。 ②畜産経営において使用した配合飼料及び単体資料に対する支援。 ③200円/トン ④町内に住民登録を有する畜産経営を営む者	R7.4	R8.4以降
13	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	燃油高騰緊急対策事業費補助金	①燃油高騰による農業経営に係る経費負担の軽減及び農業経営の安定化を図る。 ②農業経営において使用した燃油(重油)に対する支援。 ③10円/リットル ④町内に住民登録を有する農業経営を営む者	R7.4	R8.4以降
14	⑪推奨事業メニュー一例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	波佐見町地場産品原材料価格高騰緊急対策事業	①原材料の急激な価格高騰に直面する陶磁器及び日本酒の地場産品製造事業者へ原材料購入経費の一部を支援し、経営の安定化や事業の継続を図る。 ②陶土及び日本酒用酒米購入に対する支援金及び事務費 ③(陶土支援)R7.8~R8.12の間に購入した陶土代が前年よりも25%価格上昇したものととして、その価格上昇額を支援金として交付する。 (酒米支援)R7年度中に購入した酒米購入費の内、前年産との差額の1/2を支援金として交付する。 ④(陶土支援)波佐見町内に事業所又は住所を有し、若しくは町内陶磁器関連組合の組合員であり、かつ陶土を購入した生地製造業者、窯元、陶磁器商社又は石膏型製造事業者。対象事業者は約150件を想定。なお、町内陶磁器関連組合は、長崎県生地製造工業協同組合、波佐見陶磁器工業協同組合及び長崎県陶磁器卸商業協同組合を言う。 (酒米支援)波佐見町内に事業所を有し、令和7年度中に酒米を購入した日本酒製造事業者。	R7.8	R8.4以降
15	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援事業	①物価高騰に直面する中小企業者に対して燃料費等の一部を支援し、経営の安定化や事業の継続を図る。 ②電気・ガス・燃油油への支援金及び事務費 ③R7.7~12の間の任意の1か月にかかった対象経費の1/2を支援金として交付する。 R5年度に実施した同様の事業の実績の75%程度を想定 事業費 R5実績32,509千円 × 75% = 25,000千円 対象者 R5実績 370事業者 × 75% = 280事業者 ④令和8年1月1日時点において波佐見町内に事業所を有する中小企業及び小規模事業者。ただし、同趣旨の支援制度を受けている事業者は対象外。	R7.7	R8.4以降
16	④消費下支え等を通じた生活者支援	上水道料金基本料金減免事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に対応するため、水道料金の基本料金を2か月分減免することにより、町民や事業者等の経済的負担軽減を目的とする。 ②上水道事業会計に繰出し、基本料金2か月分の減免に係る費用 ③R7.4年度調定額最大値/R6調定額最大値+R7調定額最大値-工業用水道分=10,630千円-77千円=9,860千円≠10,000千円 10,000千円×2か月=20,000千円 ④波佐見町上水道の給水契約をしている利用者(個人、事業者)。公共施設は対象外。	R8.2	R8.4以降
17	④消費下支え等を通じた生活者支援	工業用水道水道料金基本料金減免事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に対応するため、水道料金の基本料金を減免を実施することにより、企業の経済的負担軽減を目的とする。 ②工業用水道事業会計に繰出し、基本料金2か月分の減免に係る費用 ③800千円×1件×2か月=1,600千円 ④波佐見町工業用水道の給水契約をしている事業者。公共施設は対象外。	R8.2	R8.4以降